

令和7年度蓄熱マット等導入促進助成実施要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(助成対象) 第1条 本要綱に定める助成対象とする蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッドは、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。 2 蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッド(以下「蓄熱マット等」という。) 3 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。	(助成対象) 第1条 本要綱に定める助成対象とする蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッドは、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。 2 蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッド(以下「蓄熱マット等」という。) 3 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。 <u>4 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している会員事業者を助成対象とする。</u>